

声明・徳島県労委の不当命令取消と日亜化学への直接雇用を求めて提訴

1、本日（2009年12月16日）、全日本金属情報機器労働組合（JM IU）ら三者は、徳島県労働委員会命令の取消を求める行政訴訟を提起した。同時に、当該労働者6名とJM IUら三者を原告として、日亜化学工業株式会社に対して当該労働者6名が労働契約上の労働者としての地位を有するとの地位確認および賃金支払い、並びに6名に対する慰謝料と三者に対する損害賠償を求めて提訴した。

2、本行政訴訟は、本年8月27日付けの徳島県労委によるJM IUらの救済申し立てを棄却するという不当な命令の取消を求めるものである。この事件は、2006年11月10日に日亜化学とJM IUとの間で合意が成立した偽装請負労働者を直接雇用するという約束を踏みにじった不当労働行為である。ところが、県労委命令は日亜化学の主張のみを受け入れて事実を目を背け、「合意は県と労働組合の誤信である」と矛盾きわまりない明白に誤った判断を下した。これは、労働者救済機関としての使命を投げ捨てたものと言わざるをえない。

一方で県労委命令は、日亜化学の対応には重大な問題があるとして、「付言」で日亜化学に「社会的責任を自覚するとともに、良識ある対応を望む」という異例の要望を述べている。そこでは、「合意が成立していると（労働組合が）誤信していることを（日亜化学が）知ってから、9ヶ月以上経過してはじめて会社の見解を示した」と認定している。9ヶ月間も合意に異議を唱えなかったこと自体が、合意が存在していたことの明白な証明である。また組合員に対する「いやがらせ」や労働局申告を敵視する発言、JM IU役員の本社訪問時の「株主の中には組合は絶対に認めないというものもある」という常務発言などの具体的な証言は切り捨て、日亜化学の労働組合嫌悪、不当労働行為意思を認めなかった。県労委命令の矛盾と誤りは明白であり、私たちは、裁判所での審理で事実誤認を明らかにし、不当命令取消のために全力をあげるものである。

3、日亜化学への地位確認等を求める訴訟では、当該労働者の日亜化学への雇用を求める理由は、大きくいて二点ある。第1の理由は、当該労働者は「偽装請負」で働かされたうえに、「派遣期間の制限」にも違反するなど、日亜化学が長期間強度の違法性をもって労働させてきたことは、徳島労働局の認定でも明らかであり、「職業安定法違反」、「労働者派遣法違反」によって「黙示の労働契約が成立している」、また「直接雇用の申し入れ義務」による労働契約も成立しているということであり、日亜化学とJM IUとの合意の有無にかかわらず労働契約は成立する。第2の理由は、言うまでもなく日亜化学とJM IUとの直接雇用をするという合意によるものである。同時に、当該労働者の精神的苦痛に対する慰謝料、およびJM IUら三者は組合員の信頼と社会的信用を毀損されたために損害賠償を求めた。

4、現在、労働者派遣法の抜本改正に向けて、労働政策審議会労働力需給制度部会で審議が行われており、年内に審議会が答申を出し、政府は来年3月に改正法案提出を予定している。日亜化学での「偽装請負」とのたたかいなどが、この派遣法改正への流れをつくりだしたものであり、改正で「違法派遣、偽装請負の場合には派遣先に直接雇用されたとみなす」ことがめざされている。この労働者派遣法改正は、現在全国でたたかわれている派遣先への直接雇用を求める裁判にも大きな影響を与える。

私たちは、裁判勝利と労働者派遣法の改正を一体のものとしてたたかう。同時に、日亜化学に対して、早急な争議の解決を求めて、全国の仲間と連帯してたたかうものである。

2009年12月16日

全日本金属情報機器労働組合（JM IU）
日亜化学闘争弁護団